

特例対象被保険者等に準ずる者に係る船橋市国民健康保険料の減免取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、船橋市国民健康保険料減免取扱要領第5条の規定に基づき、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等に準ずると市長が認める者に係る船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第28条の規定による国民健康保険料（以下「保険料」という。）の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 この要領の規定による保険料の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同省令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知を取得することができないもの（「特例対象被保険者等に準ずる者」という。以下同じ。）とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第160号）第13条第3項に規定する特定理由離職者に準ずる者として、雇用保険に関する業務取扱要領に定める者
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第160号）第23条第2項各号に規定する特定受給資格者に準ずる者として、雇用保険に関する業務取扱要領に定める者
- (3) 自身が事業主である者で、当該事業の破産手続開始の通知等を受けたもの

2 自身が事業主である者で、当該事業がやむを得ない理由により廃業した者については、前項第1号および第2号の規定を準用する。

(特例対象被保険者等に準ずる者の特例)

第3条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは条例第20条に規定する特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等に準ずる者である場合における条例第13条第1項及び条例第20条第1項の規定の適用については、条例第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等に準ずる者の総所得金額に給与所得、不動産所得、一時所得、年金外雑所得又は事業所得（営業等所得、農業所得又は肉牛の売却に伴う所得に限る。）が含まれている場合においては、当該所得のうち市長が必要があると認める所得については、税に関する所得の金額の計算を用いて算出した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、条例第20条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象

被保険者等に準ずる者の総所得金額に給与所得、不動産所得、一時所得、年金外雑所得又は事業所得（営業等所得、農業所得又は肉牛の売却に伴う所得に限る。）が含まれている場合においては、当該所得のうち市長が必要があると認める所得については、税に関する所得の金額の計算を用いて算出した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」とする。

（減免の申請）

第4条 保険料の減免を受けようとする納付義務者は、国民健康保険条例施行規則（昭和47年船橋市規則第22号）第26条に規定する国民健康保険料減免申請書に、船橋市国民健康保険料減免申請確認書（第1号様式）、念書（第2号様式）及び減免の要件を満たすことが確認できる書類その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（減免の適用期間）

第5条 減免の対象となる期間は、離職した日の翌日の属する月の年度から当該年度の翌年度までの期間とする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。